

熊本県地域がん登録事業実施要綱

(目的)

第1条 熊本県地域がん登録事業（以下「がん登録事業」という。）は、県内における悪性新生物（以下「がん」という。）の患者について、がんの罹患、転帰その他の状況を登録し、がんの罹患率及び生存率の計測等を行うことにより、本県におけるがんの実態を把握し、がん対策の推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業は、医療機関をはじめとする関係機関（以下「医療機関等」という。）の協力を得て、熊本県（以下「県」という。）が実施する。

(助言等)

第3条 県は、必要に応じて、熊本県がん診療連携協議会幹事会がん登録部会に対し、助言等を求めることができる。

(事業内容)

第4条 県は、がん登録事業の実施にあたり、地域がん登録室（以下「登録室」という。）を設置し、次の事業を実施する。

- (1) がん対策に必要な情報の収集
- (2) 収集した情報の登録及び管理
- (3) 収集した情報の集計及び解析
- (4) その他事業の推進に必要な事項

2 県は、事業を効果的に実施するため、登録室の設置等を適当と認める機関に委託することができる。

(登録室)

第5条 登録室に、管理・運営の責任者として、登録室管理者を置かなければならない。

2 登録室管理者は、がん登録事業に関する情報管理について、必要な措置を講じなければならない。

(登録の対象)

第6条 登録の対象は、原則県内に住所を有する者で医療機関でがんと診断された者（疑診を除く。）とする。

なお、登録の対象となるがんの範囲は、国際疾病分類腫瘍学におけるすべての悪性新生物及び上皮内がんとする。ただし頭蓋内腫瘍は、良性及び性状不詳の場合も対象とする

(登録の方法)

第7条 がん患者の登録は、次のとおり実施する。

1 医療機関からの届出

(1) 医療機関は、前条に規定する疾患を診断し、次に掲げる場合においては、熊本県悪性新生物患者届出票（別記第1号様式）（以下「届出票」という。）に所要事項を記載のうえ、登録室に提出するものとする。

ア がん患者が入院している場合は、退院時（又は入院期間が6ヵ月を経過したとき）

イ 外来患者の場合は、がんと診断したとき。

ウ がんと診断し届出を行っている場合で、次のいずれかに該当したとき

(ア) がんではないと診断を変更したとき。

(イ) がんの原発部位を変更したとき。

エ がん患者が死亡したとき

(2) 前項の届出において、院内がん登録システム等を利用している医療機関は、原則、院内がん登録システム等を利用して地域がん登録に必要な情報を出力した届出票及び電子情報が記録された電磁的記録

媒体（以下「電子媒体」という。）を提出するものとする。

ただし、電子媒体の提出の開始に当たっては、登録室と事前に協議するものとする。

2 採録

登録は、原則として医療機関等からの届出により行うものとするが、登録室は、必要に応じて、医療機関等の協力を得て出張採録を行うことができる。

3 死亡小票の提出

(1) 保健所は、他の保健所への移送分及び県外からの移送分を含む当該月分の人口動態調査死亡小票（人口動態調査令施行規則（昭和23年厚生省令第6号）第6条に定める様式第2号をいう。以下「死亡小票」という。）を転写し、翌月末日までに熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（以下「健康づくり推進課」という。）へ提出するものとする。

(2) 登録室は、各保健所から提出された死亡小票を、健康づくり推進課から提供を受けるものとする。

4 遡り調査

登録室は、死亡小票により把握したがん罹患者の中で、患者であって医療機関から第1号の規定による届出が行われていない者について、死亡診断した医療機関に対し罹患情報の届出を依頼する。

5 生存確認調査

生存確認調査は、登録後5年経過した時点で死亡情報を把握していない者について、市町村へ照会を行い、生死の状況を確認する。

6 登録室は、第1号から第5号により情報を取得したときは、内容を精査し、患者ごとに所要事項を登録する。

（集計、解析）

第8条 登録室は、登録した結果を集計、解析し、報告書を取りまとめるものとする。

（結果の公表）

第9条 県は、集計した結果をまとめて、必要に応じて公表する。

（情報の提供）

第10条 県は、別に定める要件に該当し、特に必要と認められる場合は、本事業で得た情報を提供することができる。

2 前項の提供方法等、その手続等については、別に定める。

（秘密の保持）

第11条 本事業の実施に携わる者は、業務に関して知り得た内容を他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、がん登録事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。